

## 学術大会等における応募演題の倫理規定とその運用について

日本放射線腫瘍学会ではこれまで学術大会等における演題登録時の倫理規定を設けていませんでした。平成 29 年 2 月に「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が一部改正され、個人情報保護の徹底による適正な研究の推進が求められることとなりました。また、平成 29 年 4 月 14 日に「臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)」が公布され、施行期日が平成 30 年 4 月 13 日までとなっています。このような一般の社会情勢を鑑み、日本放射線腫瘍学会は学術大会等における演題登録時の倫理規定を新たに作成しました。倫理審査が必要な研究で、倫理審査委員会での審査を経ずに施設長だけの承認等で行われた研究は、演題採用ができなくなります。倫理審査が必要な研究については、倫理審査委員会の承認を得るようにしてください。本件は平成 30 年 10 月の学術大会以降、すべての学術大会および部会等での演題募集の際に適応が開始される予定となっておりますので、内容をご確認のうえ必要に応じて倫理審査委員会の承認を受ける等のご準備をお願い申し上げます。

公益社団法人日本放射線腫瘍学会  
理事長 茂松直之  
倫理委員長 宇野 隆

### 【学術大会等における応募演題の倫理規定（平成 30 年 2 月 2 日）】

(注意)平成 30 年 10 月の学術大会(京都)に関しては、学術大会ホームページ準備の都合により書式が少し異なります。学術大会長の指示に従って下さい。

1. 発表内容が該当する項目一つを選んで下さい。
  - 倫理審査が不要な研究\*
  - 観察研究で倫理審査委員会の承認を必要とする研究
  - 介入研究で倫理審査委員会の承認を必要とし、公開データベースへの登録が行われる研究
  - その他のカテゴリーの研究で倫理審査委員会の承認を必要とする研究。また、遺伝子治療やヒト幹細胞を用いた臨床研究であれば国の承認を必要とする研究

\*「倫理審査が不要な研究」とは以下のような研究である

- ① 研究的介入や侵襲のない数例程度の症例報告
- ② 人(試料・情報を含む)を対象とする医学研究以外の研究  
例)ファントムを用いた物理的研究、培養細胞を用いた基礎的研究、職員等を対象とした施設内外のアンケート調査に基づく研究、チーム医療や地域連携に関する研究、等
- ③ 匿名化された既存資料(情報・データ)のみを用いる研究  
例)JASTROデータベース等を用いた研究

なお、「個人情報と結びついた資料を研究のために匿名化する作業」は、その時点からすでに研究に着手していることになり、匿名化の段階で研究者が個人情報に触れることになるため、「倫理審査が不要な研究」には該当しない。例えば、患者の診療録、臨床画像や治療計画装置からデータを抽出・匿名化し、治療計画や治療方法の違いによる影響を解析する研究は倫理審査を必要とする。

注)上記の倫理に関する内容は、今後国の指針変更に伴い改定を行う可能性があります(平成30年2月現在)